

食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会合同会合の進め方について

1 趣旨

平成19年の食品リサイクル法の見直しにより、食品廃棄物等の発生の抑制を推進するため、各業種について基準発生原単位を定めることとされているが、今般、平成21年度から始まった食品関連事業者からの定期報告の分析結果がまとまったことを踏まえて、基準発生原単位の策定について、標記合同会合を開催し、検討していただく。

(注)

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高、製造数量その他発生量と密接な関係をもつ値}}$$

2 具体的な検討事項

- (1) 各業種の基準発生原単位の策定に係る「売上高、製造数量その他発生量と密接な関係をもつ値」(分母の項目)の選定について

定期報告の分析結果によって、発生量との間に有意な相関関係が認められる分母の項目がなかった業種を中心に検討。
- (2) 各業種の基準発生原単位の策定に関して、業種・業態の特性を踏まえて留意すべき事項について
- (3) 各業種の基準発生原単位の策定について
- (4) 基準発生原単位の達成に係る主務大臣が定める期間について
- (5) その他食品廃棄物等の発生抑制を推進するために必要な措置について

3 日程・進め方

- 第1回 8月10日(水) 定期報告結果の分析等の説明
 【合同会合の下にWGを設置し、業界ヒアリング等を実施して検討】
- 第2回 3月上旬 取りまとめ

(参考)

「食品リサイクル制度の見直しについて(とりまとめ)」(平成18年12月)(抜粋)

3. 食品リサイクル制度の見直しに係る具体的施策

(2) 発生抑制の推進施策のあり方

発生抑制は、現行制度においても最優先に取り組みられるべき行為として定義されている。しかしながら、発生抑制の取組が進んでいると判断できる特段の結果は見出し難く、取組が十分ではないとの指摘がある。この原因としては、発生抑制の捉え方の仕組み及び推進の手法が、食品関連事業者の業種や業態の特徴を反映した発生抑制を促すには十分ではなかったことも一因と考えられる。

このため、発生抑制の一層の推進を図るには、業種や業態の特性を踏まえ、発生抑制を現行制度の再生利用等の目標から切り出して個別の目標とし、その位置付けを明確化するとともに、発生抑制単独で達成すべき目標を設定することが必要である。

一方で、目標設定に際しては、産業活動への過度な制約となり、我が国の食品産業がいたずらに製品や半製品の調達を海外に求めることにならぬよう留意すべきである。このような観点から、業種や業態ごとに先進的な取組を行う事業者の事例等を参考にして原単位を設定しこれを目標として個々の食品関連事業者の取組を促すとともに、業種・業態の平均値より劣る場合には取組の強化を図るなど、業種や業態の特性を十分に踏まえたものとすべきである。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務・厚労・農水・経産・国土・環境省令第4号)(抜粋)

(食品廃棄物等の発生の抑制)

第3条 (略)

2 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、主務大臣が定める期間ごとに、当該年度における食品廃棄物等の発生原単位(付録第三の算式によって算出される値をいう。)が主務大臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとする。